

# 住所変更

〔 登録事項変更届 〕

## 〔提出書類〕

- ①  登録事項変更等届出書（第四号様式）
- ②  住民票の写し（コピー不可）

※事業者を変わった時や運転免許証を更新した時に住所変更も併せて届出する場合は、運転免許証の住所が新しくなっても住民票の写しを提出する必要があります。

第四号様式

## 登録事項変更等届出書

登録番号	-	広島県タクシー運転者登録センター 殿	届出年月日
			令和 年 月 日

運転免許証 の番号	(新)		法第7条第1項第1号に該当	運転免許の効力停止期間の短縮		
	(旧)					
運転免許証 の有効期限	(新)	令和 年 月 日	法第7条第1項第2号に該当	法第7条第1項第5号に該当		
	(旧)	令和 年 月 日				
運転免許証の 二種の種類	(新)	1. 大型    2. 中型    3. 普通				
	(旧)	1. 大型    2. 中型    3. 普通				
氏 名	フリガナ		事業者	事業者 コード		
	(新)				氏名又は 名 称	(新)
	(旧)				住所	(旧)
住所 コード	フリガナ				(新)	
住 所	(新)				(旧)	
	(旧)					

届出者の氏名

住所

- 注 (1) 運転免許証の番号の欄及び氏名の欄は、運転免許証の番号又は氏名に変更がない場合にも記入するものとし、この場合の記入場所は、(旧)の欄とする。
- (2) 法第7条第1項第1号に該当の欄は、法第7条第1項第1号に該当するに至った事由及びその事由の存続する期間を記入すること。
- (3) 法第7条第1項第2号に該当の欄は、法第7条第1項第2号に該当するに至った事由を記入すること。
- (4) 法第7条第1項第5号に該当の欄は、法第7条第1項第5号に該当するに至った事由を記入すること。
- (5) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。